

広島県告示第四百四十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

廿日市市

二 調査を行った期間

平成二十五年五月から平成三十年十一月まで

三 成果の名称

廿日市市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

廿日市市津田字諏訪・榎ヶ峠・別府・焼迫の一部

廿日市市津田字別府・小更・大迫尻山の一部

五 認証年月日

令和四年三月十一日